

## 届出制と許可制

## 1 両者の違い

届出制	許可制
<p>一定の行為・事業をしたいという者に対し、道や市に対し、その行為や事業の内容や計画を記載した書類を提出させる手続[提出をすれば、適法にその行為・事業をすることができる]。</p> <p>無届事業は、違法</p>	<p>一定の行為・事業をしたいという者は、道や市に対し申請をする。</p> <p>道や市は、一定の審査基準に適合するかどうかを審査し、許可し、又は不許可の決定をする仕組み[審査基準の設定と、審査体制が必要]</p> <p>不許可事業は、違法⇒処罰の可能性</p> <p>許可の取消しもありうる。</p>
<p>・住民としての心配事はどうか。</p>	<p>・太陽光発電事業は、市が事前にコントロールしなければならないほどに危険のものか。</p> <p>・市役所としての懸念要素がないか。</p> <p>・事業者にとっての負担はどうか。</p>

## 2 条例の事例

## (1) 届出制

斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例<sup>2</sup> その他

## (2) 許可制

釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例 その他

## 3 併用について

比較的大きい出力（例えば、50kW～とか、200kW～とか）は許可制にして、それ未満は届出制を構想してはどうか。全ての案件について審査をしな

<sup>2</sup> (届出)

第11条第1項 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を行おうとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、前条第1項の当該事業区域の周辺関係者への再生可能エネルギー発電施設の設置に関する周知状況を記録した書類を添えて、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する計画（以下「事業計画」という。）について、規則に定めるところにより、町長に届け出なければならない。

ければならないとすれば市役所の負担が大きいこと、小規模事業者にとっても負担であること、更に、届出制であっても、不都合な事業運営をできるだけ排除し、是正し得る規定があるのであれば、それでよいといえるのではないか。

(1) 出力の大小で届出制と許可制を分けることをどのように理屈づけるか。

(2) いくらの出力（や、敷地面積等）で切り分けるか（以下を御参照）。

（参考①）経済産業省のHPより抜粋—50kW未満は低圧、50kW以上は高圧であり、電気事業法上の規制が厳しくなる。50kWは、小学校のプールの一枚強。

#### 太陽電池発電設備に関する電気事業法の保安規制について

出力等条件	技術基準適合・維持義務 (法第39条)	保安規程届出 (法第42条) 主任技術者選任 (法第43条)	基礎情報届出 (法第46条)	工事計画届出* (法第48条) 使用前安全管理検査 (法第51条)	使用前自己確認届出 (法第51条の2)
2,000kW以上	要	要	不要	要	不要
500kW以上 2,000kW未満	要	要	不要	不要	要
50kW以上 500kW未満	要	要	不要	不要	要
10kW以上 50kW未満 (小規模事業用電気工作物)	要	不要	要	不要	要
10kW未満 (一般用電気工作物)	※	不要	不要	不要	不要

※技術基準適合命令の対象となる（法第56条）

（資料②）潮見のあばでんの太陽光発電施設⇒400kW（写真を参照）

# 網走市 太陽光発電施設



2026/5/1 12:29:16

- メガソーラー施設
- 太陽光発電施設 (FIT/FIP)
- 行政界

World Imagery  
Low Resolution 15m Imagery  
High Resolution 60cm Imagery

Citations

1:7,000

